

加古川保護区（加古川市・稲美町・播磨町）

保護司会だより

2019.12
7号

就労定着のための支援について

加古川刑務所長 吉田 博志

加古川保護区保護司会の皆様方におかれましては、平素から当所の運営に御理解と御協力を賜り、この誌面をお借りして厚く御礼申し上げます。また、皆様方の日頃の活動は、社会を明るくする運動のスローガンである「立ち直りを支える地域のチカラ」そのものだと、深く敬意を表する次第です。

さて、受刑者の就労支援については、近年、ハローワーク職員の刑務所駐在や就労支援スタッフの配置等、その充実が図られてきており、在所中から採用内定を得る者の数は着実に増加してきています。しかし一方で、出所しても内定先企業に行かなかった事例や、就労してもごく短期間のうちに辞めてしまった事例等も生じており、更なる充実のためには、帰住先と就労先のマッチングと、就労の定着が喫緊の課題となっているところです。

加古川刑務所においては、課題対応の一環として、日本財団の職親プロジェクト（出所者等に就労と住居等を提供することで更生を支援する社会貢献活動）に参加している建設関係の職親企業と連携し、社会復帰準備訓練を実施しているので、その概要を紹介させていただきます。

仕事に対するやる気、意欲はあっても、社会は自分を受け入れてくれるだろうか、就労先で仲間はずれにされないだろうか等と不安に思う受刑者は少なくありません。この訓練は、業界の情報を提供するとともに、基本的な実技を体験させることで、不安の低減と実際の就労に向けた動機付けを行なうこと目的としており、昨年度から本格的に開始したものです。講師は職親企業の関係者で、建設関係の動向や実状、待遇やサポート体制、将来性等の座学が14時間、鉄筋、型枠、左官、内装、塗装等の基本実技

が22時間、計36時間の訓練内容となっています。昨年の9月から10月までの間に9日間にわたって実施し、建設関係への就労を希望する16名が受講しました。

訓練終了後、指導に当たってくださった職親企業による採用面接会を実施し、8名が採用内定を得ることができました。その中の1名については、仮釈放により更生保護施設への帰住が予定されていましたが、距離的に通勤が困難であることから調整を図ったところ、刑期終了を迎えるまでは更生保護施設で生活し、その後、職親企業で就労するということで内定につながりました。

本年度についても、10月に同様の訓練を9日間にわたって実施し、18名が受講しました。訓練終了後に採用面接会も行なう予定です。

出所後、直ぐに就労し、住居と安定した収入を確保することが再犯防止につながる大きな要因であることは言うまでもありません。そのためには、更生保護関係機関や企業と協働し、帰住地を前提とした現実的な就労先の確保を図っていく必要があります。また、就労定着のキーマンは受刑者自身であることから、周囲との不要な摩擦を避ける協調性を持ち、そして、自ら改善更生のために辛抱強く努力するということを継続的に促していくことが不可欠です。

受刑者それぞれの大変な人生であり、一人ひとりがそれぞれの人生の主人公です。残念ながら人生をやり直すことはできませんが、人生を立て直すことはできます。自分を人生の中の主人公として大事にし、そして更生していくよう、皆様方の「更生保護のチカラ」をより一層賜りますよう、今後ともよろしくお願い申し上げます。

社会を明るくする運動 活動報告

令和元年
7月1日(月)

JR加古川駅

小雨の降る中を加古川市長さんはじめ関係機関の多くの方々が、駅周辺で朝早くから駅へと勤めに向かう人たちや学校へ通学する学生等に、社明啓発入りのティッシュを配っていました。電車に早く乗りたいと駅に向かわれている人たちに声かけするのを、ためらいながら配りました。中には頭を下げてとってくださる人、手で要らないと制止される人と様々の反応がありました。後で友達や家族に渡すので余分に下さいと言って持って帰られた若い方がおられたと聞いて、少しでも「社会を明るくする運動」が家庭の中での話題になればと気持ちが和みました。

フーディーズ稻美店

どんよりと梅雨の雲がたれこめ今にも泣き出さんとする天候の下、予定通りフーディーズ稻美店頭にてキャンペーンを実施した。さすがに地元だけに見知った顔の買い物客に次々と出会う。「何してはんの?」「へえー、そんな運動あったんかいな」「知らんかったワ!」「がんばってや」等々返ってくる言葉は温かいものばかり。思わずティッシュを3つ渡してしまったことも。幸い終



フーディーズ稻美

わるまで雨は降らずホッとする。最後のあいさつは松尾哲子教育長にお願いし「未来の子どもたちのために明るい稻美町を創っていきましょう」と力強く締めていただいた。

山電播磨町駅



播磨町駅

7月1日(月)午前7時から、JR、山陽電車沿線の各駅で「社会を明るくする運動」の街頭活動が一斉に行われ、播磨町ブロックは、JR土山駅南側、山陽電車播磨町駅において

小雨の中、播磨町長、町議会議長、教育長、小中学校長ら29名が参加して街頭キャンペーンを行いました。今年は初めての試みとしてハンドマイクにより「今日は“社会を明るくする運動”の街頭キャンペーンを行っております。犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラが必要です。」などと呼びかけを行いました。行き交う人々は街頭キャンペーンを理解したのか笑顔で配布されるティッシュを受け取っていました。

二年目のJR土山駅北側で

今年は昨年より改善!?して臨んだ、小雨降る、土山駅北側での“社明運動”。昨年同様の布陣の土山・高畑の4人と支援団体の1名で対応する。

通学・通勤客が今年も思った程多くなく、そのうえ受取拒する人が昨年並み!?で、配布終了までに時間を多く費やした。

今年は配布する事だけを考えて、配布物品の持参方法・管理、天候等々少人数で配布する時の配慮ができた。昨年と違う、違った感のあった土山駅北側の“社明運動”となった。

法務省主唱「第69回社会を明るくする運動」作文コンテストを小中学生を対象に実施し、応募作品の中から加古川保護区保護司会が選任した審査委員が審査委員会の選考基準により選定し、委員長賞と副委員長賞をブロックごとに選出いたしました。受賞された方には各小中学校を通して表彰状をお送りさせて頂き、各校において表彰していただきました。

その表彰風景を一部、ご紹介させていただきます。



「第69回社会を明るくする運動」



播磨小学校



蓮池小学校



東神吉南小学校



播磨中学校

山電浜の宮駅

小雨降る梅雨空の下、浜の宮駅前4ヶ所に分かれ「おはようございます」「社会を明るくする運動です」「保護司会です」と声をかけながらティッシュを配りました。最近は受け取りを拒否される若い方も多く空振りが続きました。その上雨のため通勤・通学の送迎で駅前は車で混雑して例年のようにスマーズには行きませんでしたが、推進委員の皆さんのがんばり声掛けやタクシーの運転手さんにも協力いただいてティッシュ配りは終わりました。



浜の宮駅

ティッシュを受け取った方が犯罪や非行を出さない安心・安全な地域づくりに関心を持っていただけだと願っております。



尾上の松駅

JR東加古川駅

野口地区、平岡地区は東加古川駅頭でティッシュの配布による啓発活動を行いました。あいにくの雨模様でしたが、24名の方に参加いただきました。我々保護司のほか、市教育長様、市会議員様、警察関係者様、寺院関係者様など今年も広範囲の団体から参加を頂きました。

午前7時から例年通り、駅の東西、階段を渡って北口に分かれ実施しましたが、今年は雨模様のため駅に向かう人波が少なかったように思われ、実際の配布残りも例年に比べ多いようでした。理事会でも話題になりましたが、啓発活動について新しい発想も必要ではないかとの意見も参加者から聞かれました。

JR宝殿駅

7月1日の7時、宝殿駅南北出入口で、関係者と保護司で「社会を明るくする運動」の啓発活動を行いました。「社会を明るくする運動にご協力願います」と声を掛けながら啓発グッズを手渡しました。

バス待っていた女子高校生に啓発グッズを渡すと「ありがとうございます」明るい返事が返ってきた。「どこの高校」「播磨農業高校です」「遠くまで大変ですね」「勉強頑張ってね」「ありがとうございます」と明るい笑顔で応対してくれた。

明るく素直な女子高校生に元気をもらい、清々しい気持ちで、啓発グッズを配布することができました。



宝殿駅

山電別府駅

当日小雨の降る中、7時より保護司7名及び加古川ライオンズクラブ・ロータリークラブ並びに加古川市福祉部長・少年愛護センター・地元別府小・別府西小・別府中の学校長の参加をいただき、早朝の山陽電車別府駅利用の社会人・学生など多数の人々に社会を明るくする運動の啓蒙活動を行うことができた。参加者は16名でした。



別府駅

作文コンテスト 受賞者のみなさん、おめでとうございます。



播磨中学校



氷丘中学校



別府中学校



神吉中学校



神吉中学校

※掲載順は順不同です



第69回『社会を明るくする運動』作文コンテスト

この作文コンテストは、次代を担う小・中学生の皆さんに、日常の家庭生活、学校生活の中で体験したことを基に、犯罪・非行のない地域社会づくりや犯罪・非行などに関して考えたこと、感じたこと作文に書くことで、本運動に対する理解を深めてもらうことを目的としています。

加古川保護区保護司会内では別欄に記載の通りの応募作品がありましたが、その中から兵庫県推進委員会提出の1位となった小学生、中学生の作文を紹介します。

参加学校数

小学校 34 校

中学校 15 校

応募作品数

小学校 533 名

中学校 1,221 名



世の中では毎日のように暗いニュースが報道されていて、たくさんの犯罪が起こっています。その中には、殺人や強盗といった凶悪犯罪もあれば、万引きによる窃盗罪で捕まる人もいます。さらにその中には、刑務所で更生したはずなのに二度目、三度目と犯罪を繰り返してしまう人もいます。僕は、なぜ再犯が起ってしまうのか、という疑問を持ったので、それについて調べ、自分でも考えてみました。

僕は以前、ニュース番組の特集のコーナーで、「逮捕歴のある就職希望者を積極的に雇っている会社」というのを見たことがあり、最初は「何でそんな人を雇うんだ」と思って見ていました。しかし見ていくうちに、「そうか、この人達はしっかり更生して、社会で頑張ろうしているんだ」という考えに変わりました。受刑者全員が、ではないかもしれないけど、刑務所での刑期を終えて社会に出た人の中には必ず、これからしっかり働いて、正しい道を歩もうとしている人がたくさんいるはずです。しかし、そんな人でも再犯におよんでしまう、その理由は、僕達、世間の目だと思います。

再び逮捕された人の罪の種類は傷害が最も多く、次に窃盗が多いです。そして窃盗で捕まった人の無職率は、他の罪で捕まった人よりもかなり多くなっています。これは、「就職できる会社が無く、お金も食料も無かったから止むを得ずした」という人が多いからだと思います。「逮捕歴があるから」「うちで何か悪さをされたら困る」という目を向かれ、もう犯罪はしないと思っていた人も、精神的に追いつめられて再犯者が増える。一方僕がニュースで見た会社では、更生した人は一般の人と変わらず働けて、当然、再

犯に至ることなく正しい人生を全うできる。再犯者が増加しているのは、番組を見る前の僕も含めた、世間の対応が大きな原因であり、その人のある意味での「共犯」となっているからだと思います。

この現状を変えるためには、社会全体が、刑期を終えてきた人の人権を認め、会社等ではその人の態度、就職に対する姿勢を純粋に見て判断することが必要だと思います。最近起きた出来事だと、刑務官が受刑者に対して熱湯をかけたという事件があります。これは虐待であり、人権侵害です。犯罪者だからといって、一方的に攻撃し、傷つけることは許されません。これと同じように、僕達が一方的に犯罪歴のある人を排除するのは人権侵害だし、それでもその人を追いつめてしまうことがあるなら、それは許されることではないと、僕は思います。今の世間の見方や考え方を改めること、そして全ての人が正しい人生を害なく過ごせるようになることが、明るい社会をつくるために必要なことだと感じました。

今回、再犯者や世間のことについて考えてみて、自分はどの人にも分け隔て無く、つまり全ての人の人権を認めて接することができているかを確かめてみました。正直、少し偏見を持って接してしまったこともあると思います。なので僕は、そんな見方を捨てて、これまでに書いてきた「明るい社会」への第一歩を、率先して踏み出していきたいと思いました。

小学校の部
兵庫県推進委員会提出



「愛情で明るく出来る社会」

加古川市立加古川小学校 6年

ふく もと しゅう や
福 本 倭 哉

社会を明るくする運動について作文を書こうと決め、社会が明るくなるはどういうことなのか自分なりに考えてみるために、まず国語辞典を開いてみました。「明るい」とは次のようにありました。「光が十分にあって、物がはっきり見える事。」社会の中で「光」や「もの」とはどのようなものを指すのかを考え、自分の中で一つの考えが浮かんできました。光とは、それぞれの人に対して向けられる「愛情や優しさ」であり、ものとは「人」なのではないかということです。きっと、それぞれの人に愛情や優しさといった光を当てることでその人がはっきりと見え、社会が明るくなり、犯罪や非行、罪を犯す人が減るのではないかと思いました。

最近、テレビでニュース番組などを見ることが少し増え、世の中で起こっている事件や事故、犯罪の多さに関心と驚きが増えてきました。また、日ごろ外にいるときにも非行に走っている場面を見かけることが多く疑問に思うことが多くなってきました。なぜこんなに犯罪が多くなったのか、非行に走ったりしてしまうのかと考えてみると、自分でも思いがけない考えが浮かんできました。犯罪や事件を起こす人、非行に走る人は、みんな「自分はここにいるよ」と伝えたいのではないかということです。大きな音を鳴らして走るバイクを見たとき、必ず周りの人は振り返って注目しています。でも、それはきっと良い意味で見ているわけではないのに、そういった人々は「人から関心を持たれている」と感じてしまっているのではないかと思います。

僕は生まれたときから両親や祖母、親せきや友人、その家族、先生、水泳のコーチ、数えきれないほどたくさんの人たちに囲まれて育ってきました。だからその分たくさん愛情と優しさをもらって生きているんだと思います。たまには怒られたりもするけど、それも愛情や優しさの一つだと、今

では分かります。妹が生まれたときは、みんなが妹にかまってしまい、自分もかまってほしかったから騒いだりしたことがあったような気もします。

だから僕は、無理に注目を集めようと騒いだり、悪いことをしようと考えたことはありません。その必要がないほど見守られているのが分かっているからです。犯罪や非行に走る人々は、もしかしたら子供のころから受けた愛情や優しさの量が少し少なかっただけじゃないかなと思います。

でも、生まれてくる家や環境は自分で選べません。好きで愛情の少ない環境で育ったわけでもないと思います。だけど、愛情や優しさの受け方が分からないまま大きくなつたから犯罪や非行という形で表現してしまっているだけなんだと思います。

このように考えてみると、犯罪や非行をなくすためには社会がどのようになければ良いかが分かってきました。「自分はいつも誰かに見守ってもらっている」「誰かに愛情と優しさをもらっている」と感じることが出来る社会があれば、明るい社会になると思います。例えば、親が働いていて一人ぼっちになることが多い子は、学童や児童クラブを気軽に使える環境を整えたり、地域にどういう子どもがいるのかがみんなに知つてもらえるように、お祭りやイベントなどで交流を深める機会を増やしたりすることが大切だと思います。子どもだけではなく、非行に走ってしまった人、犯罪を犯してしまった人々には、次に同じことをくり返さないように、愛情を持って話を聞いたりしてあげる場があれば良いと思います。

僕が考えることなんて小さな社会での話だと思うけど、小さな社会がひとつずつ明るくなれば、大きな社会もきっと明るくできると思います。

法務省主唱「第69回社会を明るくする運動」作文コンテスト 表彰者のご紹介

兵庫県更生保護女性連盟会長賞 福本 倭哉（加古川小）

加古川地区推進委員会委員長賞

山本 優璃（水丘中）	前田 優月（神吉中）
鐘撞 蒼太（陵南中）	松尾 賢人（山手中）
茅野 俊紀（平岡南中）	備後 静（稻美中）
川崎 心暖（浜の宮中）	田中 美沙希（播磨中）
松島 広太朗（別府中）	

福本 倭哉（加古川小）	山根 百加（川西小）
荒川 曜（野口南小）	ト部 ひなた（志方東小）
山本 和佳（平岡北小）	繁田 心那（加古小）
毛利 優那（浜の宮小）	坂田 瞳（蓮池小）
岸 秀奈（別府小）	

更生保護制度施行 70周年記念 兵庫県更生保護大会

～神戸・ポートピアホテル～



令和元年10月25日(金) 神戸市混声合唱団が「神戸市歌」から始まり「明日に架ける橋」まで5曲を美しい澄みきった歌声で合唱され大会の始まりを盛り上げて頂きました。

今年は記念大会ということで規模が大きく、開会では神戸市長の久元喜造氏より歓迎の言葉を頂きました。

続いて「令和に引きつぐ日本のこころ ゆたかな感性あるかぎり」という演題で作家の玉岡かおる氏によるご講演、その後、式典に移りました。

式典では、兵庫県保護司会連合会会長の稻井信男氏の式辞、神戸保護観察所所長の生駒貴弘氏のご挨拶、兵庫県知事の井戸敏三氏の祝辞があり、顕彰式へと続きました。

この会は本年度の保護司など更生保護に関わる皆さまの叙勲、褒章、法務大臣表彰等の受賞を称える大会でもあり、加古川保護区保護司会でも多くの皆さま方の受賞が発表されました。(受賞者は下表の通りです。)

最後に会場全員で万歳三唱で締めました。

令和元年度 加古川保護区保護司会 被表彰者 (敬称略)

法務大臣表彰

永年更正保護事業に従事し、活動実績が他の模範として推奨に値する保護司又は校正保護法人役職員を表彰する

石原 敏美 岡本 常太郎 新見 好成

全国保護司連盟理事長表彰

10年以上保護司の職にあり、その功績が顕著で他の模範となる方々を表彰する

大辻 美智代 佐々木 秀雄

近畿地方更生保護委員会委員長表彰

更生保護事業に7年以上従事し、功績が顕著な保護司又は更生保護法人役職員を表彰する

大路 一光 畑 菊江

近畿地方保護司連盟会長表彰

保護司として7年以上勤続し、功績顕著で他の模範となる方々を表彰する

小林 賢一 田中 滋子 長谷 和利
福本 優子 松尾 文子 宮内 正樹

神戸保護観察所長功労表彰

更正保護事業に4年以上従事し、功績が顕著な保護司又は更正保護法人等役職員を表彰する

兼本 成策	岸本 園子	齊藤 和幸
建部 正人	中藤 啓子	西村 雅文
羽藤 賢治	藤井 元	前川 輝明
松本 裕之	吉岡 泰毅	

神戸保護観察所長感謝状(協力雇用主)

保護司活動又は更正保護法人の運営等更正保護事業に協力し、その功労が顕著な協力雇用主(個人又は団体)に対し贈呈する

DHI 株式会社 社長 増田 真之

兵庫県保護司会連合会会長表彰

保護司として概ね2年以上勤続し、特に各保護司会における事業及び運営に関してその功績が顕著である方々を表彰する

井上 良英	佐古 井寛子	清水 玲子
西口 三枝子	宮城 英男	森田 俊和
山本 一郎		

兵庫県保護司会連合会会長感謝状(家族功労者)

保護司の配偶者あるいは同居中の親族等であって、更生保護活動の推進のために尽力し、特に顕著な功績があった方々に対して贈呈する

北村 三千代 田中 マユミ

ブロックの活動報告

平岡ブロックからの活動報告 常務理事 三谷政則

平岡全員で遣る活動は、受賞・歓送迎会を含めた平岡ブロック人気の懇親会だけ!全員での活動って言われても無いので、私個人の活動を書きます…!?

私個人が遣っている活動のうち、平岡小学校関係の活動を記述させて頂きます。

①当時、ボランティアで学校に出入りをさせて頂いていた私は、常々、ペタンク、グランドゴルフに、子供達が触れ合い馴染んでくれれば、より校区12町内会での世代間交流事業の三世代グループの参加チームが増えると校長先生に言っていたので、より地域と密接なお付き合いを望まれていた三代前の岡田篤校長先生が、ニュースポートクラブの創設を提案されたが、小学校内で指導できる先生がおらず、“指導して頂けませんか?”と言われたので、“私で良いんですか?”と言うと、校長先生は、“指導は中地区社推員代表の三谷さんと考えていました。”と言われて、8年目の指導に当らせて頂いております。指導方法は、ペタンク・グランドゴルフ共に初日の10分程度で小学校区特別ルールを覚えてもらい、後は実戦形式で、



▲毎日、小学生の登校時交通安全の見守り活動の実施

ワイワイ言いながらクラブの時間を楽しく過ごしております。

②高畠の児童登校時の見守り活動に、四代前・三代前の両町内会長からお誘いを受け、自身でボランティア保険加入して、仲間入りさせて頂いております。毎日笑顔!?で、見守りと挨拶運動(平岡中学校の5月、10月、2月の15日開催の“おはようディ”含む)を遣らせて頂いて10年を超える様になりました。子ども達の笑顔と声に癒されて副交感神経が活性化されたお蔭でしょうか、見返りを求めるのがボランティアの筈なのに便秘がかなり改善されたという、おまけつき。“学校園支援ボランティア”と“いきいき百歳体操応援隊”のウエルピーポイントは、勿論、我母校、平岡小学校に寄付させて頂いております。

別府ブロックからの活動報告

常務理事 佐々木秀雄

別府ブロックの保護司は、現在女性が4名、男性が前会長はじめ7名の計11名で活動しています。

今年4月に会長を退任された岩崎さんのご苦労さん会を8月31日に地元のお店で開きました。

当日は命を脅かした夏の暑さもおさまり9名の参加があり、岩崎さんを囲み、新任保司開拓の苦労話や永年の保護司経験をもとにされた助言、私的な趣味(全国道の



駅巡り・100名山
登山・100湯泉
めぐり・オカリナ演奏)等々の体験談など酒宴を盛り上げていただきました。



また、ブロックで集まる機会がなかなか持てないため、短い時間ではありますが研修も行いました。今回の研修については、平成28年12月に「再犯防止等の推進に関する法律」が公布、施行されました。

これに対し、加古川市・稻美町・播磨町も推進計画案に取り組んでいるという内容・進捗について、理解が深まりました。



非行少年の問題とその背景及びその処遇と指導

1. はじめに

本論は、平成30年度播磨町青少年問題協（2019.2.7）で、加古川保護区保護司会播磨町分会保護司の少年非行についての取組と、その処遇や指導・対象事例を報告した要約である。

前述の報告の中では、①本県及び加古川保護区管内の少年事件の件数、②非行少年の類型、③非行少年の処遇、④保護司の役割や保護観察の概要、⑤少年事犯に対しての処遇として観察事例を6件報告し、また⑥では「非行少年や少年犯罪の更生には何が必要か」と題してまとめた。

ここではこの内①～④の表と、⑥の「非行少年や少年犯罪の更生には何が必要か」を発表するものである。その中で、〈居場所づくり〉を視点にあげ、「学校」・「地域」・「家庭」の中で非行少年や少年犯罪の更生には何が必要かを考えたい。

2. 兵庫県内の少年事件の件数（平成31年1月4日現在）

①少年事件の件数

- ・県内(842件)、加古川保護区管内(59件)

②少年院入院者数

- ・県内(105人)、加古川保護区管内(7人)

③保護観察者数

- ・県内(1,578人)、加古川保護区管内(180人)

(参考)平成31年1月「姫路保護観察所まとめ」より

3. 非行少年の類型

※少年とは20歳に満たない者を意味する。非行少年とは少年法により、家庭裁判所の審判に付すべき少年で、犯罪少年、触法少年、虞犯少年の総称である。

①犯罪少年…14歳以上で罪を犯した少年

②触法少年…14歳未満で①に該当する行為を行った少年。14歳未満の少年については刑事責任を問わない

③虞犯少年…一定の不良行状(虞犯事由)があって、その性格又は環境に照らして罪を犯し、又は触法行為をする恐れ(虞犯性)がある少年

〈警察で補導される少年とは〉

- ・「不良行為少年」…飲酒、喫煙、深夜はいかい

〈児童相談所での相談少年とは〉

- ・虚言、浪費、乱暴なども「虞犯行為」として相談を受け付ける。

(参考)「検察庁ホームページ；少年事件について」より

4. 非行少年の処遇



(参考)「非行少年の処遇解説図」より

(注1)「少年鑑別所」

少年院に送るかどうか家庭裁判所が判断するための材料(鑑別)を集めること

(注2)「少年院」

鑑別所の収容を経て、少年審判で矯正教育(改善更生のための処遇や社会復帰させる教育)が必要と判断された少年を収容する施設のこと

5. 保護観察対象

1年に約8万5千人が保護観察を受ける。保護観察の対象者は、次の4種類である。

少 年	成 人
1. 保護観察処分少年 非行により家庭裁判所から保護観察の処分を受けた少年 (約41,000人)	2. 保護観察付執行猶予者 刑の執行猶予とあわせて保護観察の言い渡しを受けた者 (約15,000人)
3. 少年院仮退院者 非行により家庭裁判所から少年院送致の処分を受け、その少年院から仮退院となった少年 (約8,000人)	4. 仮釈放者 懲役又は禁固の刑に処せられ、仮釈放を許された者 (約21,000人)

※保護司数定員…52,000人 保護司数全国 全国…約48,000人
 保護観察担当は平均保護司一人に2人の担当
 しかし、日本海側は保護司一人につき、0～1人
 首都圏、愛知県、大阪、京都、兵庫県では、一人に4人
 加古川保護区では、保護司一人に2人～5人
 (参考)法務省ホームページ「保護観察所」より

6. 非行少年や少年犯罪の更生に向けて何が必要か

(1)非行少年に必要なこと

重要ポイント

悪化した少年の自己イメージをいかに改善していくか

〈全体として〉

一つ目は、“褒める”ことです。少年達にはできているところや優れているところを気付かせることが大切です。そして、“褒めことば”を相手にしっかりと伝わるように大きな声でかけることです。褒められたことがない者にとって褒められたことは気持ちがよいと感じられたらしいのです。“褒めことば”は「才能を伸ばし、善行を生む」、「失敗は成功の鍵」です。一度の失敗を叱るのではなく、成功への鍵だということを気付かせることが大切です。

◎参考「一日一回、人褒めよう」条例。多可町議会可決(2018.12月定例議会)多可町では、地域全体で人を褒めることを実践しているとしている。

二つ目は、“共感”です。少年らと共に共感できることを実行することです。そこに喜びと悲しみを体験することによって、相互の信頼関係が生まれます。

三つ目は、”居場所づくり”です。少年たちを人間として扱うことの大切さを知ることです。少年の行動が誰かの助けになったり、喜びを与えたと感じたりすることができれば、自己イメージの改善につながります。

〈家族関係〉

少年の非行への一步は、本人の資質や性行にもその要因がありますが、家族特に、親子関係の不調から非行に走ることが多くあります。また、更生に向けての大きな足掛かりは親子関係の修復や家庭の役割が大きな要因となります。本人を更生させるには保護者の力が大切です。保護司はそのような家族関係を修復するために、環境調整や家族調整を行い、本人の立ち直りへの支援を家族上げて取り組めるよう訪問します。

家族の信頼関係を修復する一つの方法が、身近な家事を手伝うということです。風呂・トイレの掃除、洗濯物の取り入れなどで、家庭の中で必要不可欠な別に手伝わなくてよいのだが、手伝ってもらったら助かるというようなもの。できたら、『ありがとう、助かったわ』と褒めることを忘れずに。簡単な手伝いでも役割分担での責任が生まれ、褒める言葉で家族の一員として自覚が生まれ、家庭の中での“少年の居場所”ができます。

〈学校〉

教師は一人の人間の悪行を見つけるのではなく、善行をみつけ自信を持たせる仕事だと思いますから、少年をしっかりと抱きとめてやり理解してやることが大切です。それには“少年の居場所”が必要です。

(2)少年院から仮退院してきた少年～その時、学校は？

非行少年が立ち直れるのは、大人の一言『よく頑っているな』、『ご苦労さん』という言葉がけが必要です。少年院から仮退院してきた少年にはどういう手立てや支援が必要な

のでしょうか。少年院側が少年を家庭に戻すのは理由があります。①罪について十分に認識でき、それを償おうとする気持ちが見えてきた、②親子の関係を修復できるような気持ちが見えてきた、③社会に復帰させることで、本人の立ち直りを本物にできると判断した等が主な理由でしょう。退院してきた少年は、まず保護司宅に来訪します。そこで、保護司は本人の立ち直りに向けて、家族と手を取りて支援することを本人に話し、共に頑張ろうなど励ます。

〈学校に復帰〉※その時、学校はどうするのか？

①してはいけないこと

◎突然の叱責や厳しい指導は逆効果

- ・何をどうするのかが、はっきりと決まっていない場合、少年の頑張りの気持ちを阻止することになります。もし、叱ったり、厳しく指導した場合、少年院での教育や支援、保護司の支援とは反対の立場になります。こうなりますと、少年と学校(教師)との信頼関係は回復しないでしょう。

②何をするべきか

◎更生を支援する立場、少年を理解しようという気持ち

少年が学校に復帰するまでに次のようなことを準備しておくとよいでしょう。

〈情報の交換と共有〉

まず、連携です。情報の交換と共有が必要です。そのメンバーは、次のような構成が理想です。校長・生徒指導主任・(少年院側)・保護観察官・担当保護司です。その少年について問題点や課題を共有し、更生への手立てを考えます。

〈関係性をつなぐ〉

まず、少年へのかかわり方をどうするかです。更生や立ち直りに向けての支援をどうするか。そのことを十分に理解することによって、少年の更生が可能になると考えます。以上で終わることになりますが、学校・家庭・地域での非行少年の更生に向けての気持ちに対して、支援や理解は必要ですが、重要なのはやはり[居場所づくり]ではないかと思います。

保護司会副会長 藤原 清尚

【参考文献】

- 1.「更生保護～特集現代の10代～」法務省保護局編 2002.5
- 2.「更生保護～特集 学校との連携～」法務省保護局編 2007.8
- 3.「更生保護～特集 学校と更生保護～」法務省保護局編 2010.10
 - ・「学校における非行臨床の活用」徳島大学大学院教授 生島 浩
 - ・「更生保護と学校との連携を考える」名古屋保護観察所次長 宮田 祐良
- 4.「更生保護～特集 少年とのかかわり～」法務省保護局編 2012.2
 - ・「保護観察における少年とのかかわりについて」岐阜県保護観察所統括保護観察官 長尾 和哉
- 5.「更生保護～特集 少年非行～」法務省保護局編 2018.7
 - ・「少年の処遇について」千葉県保護観察所次長 吉原 克紀
 - ・「少年院はTraining School」徳島県保護観察所保護観察官 由良 徹

その後の加古川保護区保護司会のあゆみ

播磨社会復帰促進センター運動会

6月5日(水)暑い日差しが照りつけるなか、午後1時から運動会が始まりました。来賓として地元町内会役員、篤志面接員らと共に参加しました。

内容は学校の運動会と同じで、短距離走、工場対抗の大縄跳び、綱引きそして工場対抗リレーなどでした。13の工場と内掃、炊場のチームに分かれての競技で、特に工場対抗リレーの決勝では必死の形相で走る選手たち、応援する者たちが一緒に盛り上がっていました。手を抜くことが許されない環境にあるとはいえ、一生懸命何かをしようとする姿に熱いものを感じました。社会に出てからの更生を願いました。

(副会長木下恵介)

東播磨地区薬物乱用防止指導員講習会に参加して



令和元年6月6日(木)14:30より、加古川総合庁舎にて研修会が開催されました。講師が税関職員とあって、税関の税は、輸入貨物等に対する税徴収。関には関所の意味あり、社会悪物品等の密輸取締りと説明があり、関所での取締りの“金密輸”、“知的財産侵害物品の輸入差止”、“不正薬物”、“災害対応”、“観光立国への取組”、“テロ対策”等の対応に24時間、365日活動されている事が分かりました。日本国民の安全安心の為の活動に感謝です。

(常務理事 三谷政則)

密輸ダイヤル 0120-461(白い)-961(黒い)
許しません、白い粉 通しません、黒い武器

「加古川学園」運動会

前日の雨も上がり思つたより運動場のコンディションも良く予定通り6月8日(土)運動会が開催された。来賓に地元学校の校長先生や篤志面接員の方々10人以上。競技で力が入ったのは綱引きに徒競走、そして寮対抗リレー。特にリレーは大きな体の選手が重戦車よろしくドドドドーといった調子でその迫力のすごいこと。思わず拍手にも力が入るというもの。院生を交えての昼食会も楽しく明るい雰囲気で一日を過ごすことができた。(副会長田中勲)

令和元年度『山手コーラスコンサート』に出席して

第69回社会を明るくする運動の一環として、7月2日(火)に加古川学園・播磨学園で山手コーラスコンサートが行われました。今回で37回目となります。

加古川保護区保護司会と加古川学園・播磨学園共催の本コンサートを始める前に保護司会を代表してあいさつがあつたのですが、私は、次のような話をして学園生のこれから的人生に少しでも力になればと思いました。

『さて、今日は少し皆さんにお話をします。人が生きていくために、また我々人間の身体の成長には必要な要件があります。私はそれを「三つの栄養素」と考えています。

一つ目は、体力や身体の成長を維持していく、或いは、エネルギーや力にするために食べ物から取る「食物の栄養素」です。食べてエネルギーだけをため込んでもそれを活用しなければ意味

がありません。食べて、じつとしているだけでは体重が増えるだけです。二つ目は、食物から得られたエネルギーを活用して身体の筋肉や体力を維持していくために、野球やサッカーなどスポーツをすることから得られる「身体の栄養素」が必要です。



食べて、身体を作るだけではヒトとしては生きていけません。やはり、感情や情感・心をつくっていくことも必要です。花や景色を見て綺麗だなあ、美しいなあと感じる心。美しいものなどを絵に描いたりする表現する力などがあります。それが三つ目の「心の栄養素」です。楽器の演奏や歌を歌うこともあります。歌を歌うことは声の発声を助けたり、精神面をリラックスさせるという効果があります。言うならば、身体と精神の栄養素といえるでしょう。この「心の栄養素」は歌うだけでなく、音楽を聞くことからもどることがをできると思います。今日はそんな「心の栄養素を取ってもらえたならなと思います。

合唱はパート毎に分かれてそれぞれの約束した音階を歌い、他のパートさんの歌を合わせて歌うことです。合唱団員一人ひとりが主人公ではなく脇役であると思っています。一人ひとりみんなが脇役で、それぞれのパートという役割を果たすことによって、合唱という主人公が生まれると、そのように考えます。それぞれの脇役は出しゃばらず、相手の声を聞きながら合わせる。これを調和と言いますね。調和とはハーモニーです。歌っている人も、聞いている人も一つになった時、素晴らしいハーモニーが生まれ、終わった後の余韻が「心の栄養素」になるわけです。』とまあ、このようなお話をしました。若干難しかったかもしれません、皆真剣な眼差しで聞いてくれたように思いました。コーラスが歌われている間、学園生みんなの顔はイイ顔でした。

(副会長藤原清尚)

播磨学園、見事な逆転劇!

「社会を明るくする運動」親善ソフトボール試合が7月9日(火)、同学園にて恒例の加古川理容組合との対戦で実施されました。木下恵介副会長のご挨拶、畠邦夫先生(主審)の「プレーボール」から始まりました。



試合は5回を終えて10対5で理容組合がリード。残り時間からあと1回となりこのまま終わるのかとも思われましたが、ここからドラマが始まります。6回の表に播磨学園が2アウトから打線がつながり大量8点をもぎ取り、3点リードの大逆転となりました。

ここで、理容組合チームは円陣を組んで本気度120%。それに対して、学園側もベンチの最前列に並んで応援し、手に汗握る好ゲームとなりました。結局、学園チームが最終回に声を出し合ってしっかりと守り13対10の見事な逆転劇となりました。

学園生にとっては、辛抱強く粘り6回表の集中力とチームワークで勝利につなげられたのが良かったと思います。そして、理容組合の皆様の大人としての心意気にも拍手を送りたいと思います。観戦した者も心豊かになり、梅雨の晴れ間に実りの多いイベントとなりました。

(八幡町 加古博志)

令和元年度第2回定例研修会



第2回定例研修会が「一部執行猶予にかかる事例研究」というテーマで9月6日(金)に開催されました。平成28年6月1日から「刑法等の一部を改正する法律」及び「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律(薬物法)」が施行され、3年が経過しました。

そこで、事例研究を通じ、実務(生活環境調整及び保護観察)において生じる諸課題への対処方法を学び、対象者の改善更生・再犯防止につなげるということを目的とした研修会でした。

開会後、会長の挨拶、行事報告、行事予定及びその他の連絡、研修と続きました。

研修は、まず、初めにより、鈴木健二郎保護観察官より、「一部執行猶予制度」の概要や意義等について解説していただき、事例研究と進んでいきました。

研修事例は、覚せい剤取締法違反の男性(29歳)で仮釈放が満了し、一部猶予期間が始まったというもので、どう処遇していくかというものです。グループ毎に話し合い、その後、様々な意見が発表されました。

まとめとして、薬物依存は精神疾患であり、依存者は精神症状に苦しむ者であると認識したうえで、相談事には時間の許す限り傾聴し、本人の努力には褒め、評価しすることに心がける。それとともに、地域の医療、福祉、援助等を行う機関と連携して処遇を行う必要があるということを学び、有意義な研修会となりました。

(野口町 中田 謙一)

令和2年度の開催担当となっています

10月3日(木)姫路市総社会館にて、令和元年度の播磨保護司連絡協議会研修会が開催されました。

開会行事のあと、「エベレストにかけた夢～お母さん、産んでくれてありがとう～」と題し、姫路市保護司会保護司でマルセイ(株)代表者の木元生均氏よりご講演をいただき、午後からは5つの保護司会の活動状況報告と質疑応答がありました。また会全体に対して、神戸保護観察所姫路駐在官事務所統括保護観察官中山恭行氏より、ご講評をいただきました。次年度は加古川保護区保護司会が開催担当となるため、今川会長が次期開催地を代表してあいさつをされました。

(別府町 清水玲子)



更生保護制度施行70周年記念全国大会

10月7日東京国際フォーラムにて「更生保護制度施行70周年記念全国」および各受賞伝達式が行われました。

(法務大臣表彰ー新見好威・岡本常太郎・石原敏美)

(全国保護司会連合会会長表彰ー佐々木秀雄・大辻美智代)さんら受賞者5名と木下事務局長と私の7名で参加しました。新天皇陛下皇后陛下御親臨のもと、総理大臣・衆参議長など約5000名の参加者も盛大に挙行されました。

ご来賓の参議院議長の山東昭子さんのご挨拶の中で『反省は一人でも出来るかも知れないが…更生はひとりではできない…』とのなかなか感慨深いご挨拶もありました。また研究協議もかなり盛り上がりました。パネリストのひとり滋賀県知事の三日月さんの更生保護に取り組む姿勢特に感慨深いものがあり、有意義なひと時となりました。

(会長 今川 裕)

令和元年度加古川地区『安全・安心まちづくり住民大会』



10月15日(火)いなみ文化の森「コスモホール」において、加古川地区『安全・安心まちづくり住民大会』が多数の住民参加のもと開催されました。

最初に加古川地区住民の警察官として4名が表彰され、また全国地域安全運動ポスター・標語の部では、いずれも氷丘中学校の生徒4名が受賞されました。

続いて弁護士の住田裕子氏より『大切なものを守るために私たちにできること』と題して講演があり、詐欺被害にあわないための対策、個人情報の守り方、虐待による被害児童を守るために等これまでの経験をもとにユーモアを交えながらお話をいただきました。講演の最後に、戦前と戦後では働き方や暮らし方に大きな変化があり、人間関係も希薄になった現在において、子どもたちの健やかな成長のためには、規範意識、共感性、将来への希望と目標、自尊心、そして温かな人間関係が必要であるとまとめられました。

最後に大会宣言並びに決意表明を会場の参加者全員で行い、安全で安心なまちづくりへの一層の努力を決意いたしました。

(稻美町 吉岡泰毅)

令和元年度 教養講座(兵庫県更生保護協会主催)

10月18日(金)神戸・楠公会館にて「カウンセリングの実際～さまざまな領域におけるカウンセリング～」という題で、大阪・京都・神戸・大津の各保護観察所で保護観察官として勤務され、在職中に臨床心理士資格を取得、多方面でご活躍の田中研三氏からご講義いただきました。本人自らが考え行動する(生きていく為の悩みに自らが向き合うようになる)まで付き合っていくのがカウンセリングである、その為に、本人の話を聞き(傾聴)、本人に気付きをさせるようにしていくが、症状を一概に治すのではなく、あなたを彩ってきたものだという考え方で傾聴する。傾聴的な態度を身につけるためには徹底的にロールプレイングで練習が必要である等、様々なお話を頂きました。



(別府町 清水玲子)

広報部で行ってきました

更生支援プロジェクト in 摂津祭 ある日、友達が捕まつたら ~更生への道~

鈴木観察官から情報を頂き、11月4日(月)甲南大学で見学。一般の方にも参加を呼び掛け、更生支援を「学ぶ、拡げる、寄り添う」活動の一環として開催され誰でも参加できました。「少年審判～少年の健全な育成のために～」のビデオ視聴、「少年の健全育成について」東灘警察署生活安全課・警部補のご講演。



次に更生支援プロジェクトの甲南大学法学部 前田教授のゼミによる模擬審判が行われ、裁判長が決定言い渡しを行った前に、参加者に対し4つの言い渡し例のどれを選ぶか問い合わせがありました。更生支援プロジェクトは東灘区の保護司会、BBS会とともに行われており、学生と一緒に考える機会を加古川でも持てると良いなと感じました。

(広報部)

それぞれの
保護司の横顔

～ソフトテニスと山歩き～

別府ブロック
木下 恵介

中学校からソフトテニス（当時は軟式庭球と呼んでいました）をはじめて半世紀以上が過ぎました。69才の今も続けています。

プロ野球では巨人の王選手や長嶋選手、阪神では村山投手や吉田選手が活躍していた時代で、私も野球選手に憧れ中学校での部活は野球部と決めていました。入部するまでにいろんな部を見ておこうと思って軟式庭球部の練習を見ていたら部の先輩に呼び止められ、ラケットを握られ、おだてられ、気がついたら軟式庭球部に入っていました。

高校では周りが受験勉強に力を入れている中、ひたすら軟式庭球の練習に打ち込み、県下ではちょっとは名を知られるまでになりました。

地元に就職して加古川庭球協会（当時）に入り、よく練習しました。稻美町の学校の先生とペアを組み、県大会ではそこそこの成績を収めました。最高の成績は昭和51年の西日本軟式テニス選手権大会での3位入賞です。

現在は加古川ソフトテニス協会の会長を務めながら、シ



近畿選手権大会 65才の部
準優勝（長浜ドーム）

ニアの大会に参加しています。練習は多木化学（株）さんのテニスコートを借りてやっています。今年は5月の近畿選手権大会 65才以上の方で準優勝で



高御位山 初日の出

したが、6月の西日本選手権大会ではまさかの1回戦敗退、この悔しさを全日本選手権大会で晴らすべく日々練習に励んでいます。

ソフトテニスの合間に山登りをしています。20代から山登りはしていましたが、3年前から高御位山遊会という山のサークルに入り、近くの山や、7月下旬から8月にかけては夏山登山として信州の山にでかけたりしています。今年の高御位山からのご来光の写真を載せました。山では日



伯耆大山 頂上にて

常生活では味わえない景色が楽しめます。

ソフトテニスにせよ山登りにせよ、健康な体でいられることの幸せを感じ、日々過ごしています。

・・・・・保護司会行事（令和元年7月～12月）・・・・・

7月	1日(月)社明駅頭活動 2日(火)加古川学園山手コーラスコンサート 9日(火)播磨学園社明ソフトボール大会 12日(金)処遇基礎力強化研修会	10月	3日(木)播磨保護司連絡協議会研修会 7日(月)更生保護中央大会 9日(水)満齢保護司退任式 15日(火)加古川地区安全・安心まちづくり住民大会 21日(月)三役会 25日(金)県更生保護大会 31日(木)近畿代表者協議会
8月	26日(月)三役会 27日(火)指導力強化研修 30日(金)第3回常務理事会	11月	28日(木)更生保護制度施行70周年記念近畿大会 29日(金)犯罪予防部会研修会
9月	6日(金)第2回定例研修会 20日(金)「社会を明るくする運動」作文コンテスト審査会 28日(土)はりま矯正展	12月	9日(月)三役会 13日(金)第4回常務理事会 20日(金)第3回定例研修会、年末懇親会

新任保護司紹介（令和元年5月21日付）

おおの 加古川町 大野 恭平



この度、令和元年5月18日付で委嘱を受け、辞令伝達式及び新任保護司研修会に参加させていただきました。保護司という大変責任のある職務を受けさせていただくにあたり、自分自身を見つめなおし、改めて覚悟を決めさせていただきました。

まだまだ若輩者ですが、先輩諸兄のご指導を仰ぎながら、日々精進し、保護司としての責任をしっかりと果たせるよう努めてまいります。更生保護活動を通じて、明るい豊かな社会の構築を目指せるよう、少しでもお役に立てればと思いますので、どうか宜しくお願ひ致します。

つばき 加古川町 鶴木 良子



地域の保護司の方から「保護司をやってみないか」とお誘いを頂きました。人の人生に寄り添う事にやりがいがあると感じ、お役に立ちたい思いで、引き受けさせて頂きました。

令和元年5月18日付で委嘱を受け、新任保護司伝達式と研修会に参加させて頂きました。そして、長年保護司をつとめられ、更生に導かれた方から、更生に至るまでの経緯、ご苦労、全身全霊で力を注ぐことの責任の意味、経験談なども伺いました。実際に経験された先輩方からのお助言は、非常に重みがありました。身の引き締まる思いです。経験を積み重ねて行きたいと思います。今後ともご指導ご鞭撻の程よろしくお願ひ致します。

つげ 野口町 柚植 厚人



この度、地元のベテラン保護司の方からお誘いいただき、保護司を引き受けさせていただくことになりました。そして、研修会で先輩保護司の方々の体験談を聞かせていただく等して保護司の責務の重さは想像以上であることを知りました。

現在正直に言って、自分が対象者の方々としっかり向き

合い、その責務を果たすことができるのか不安でいっぱいです。

「至誠にして動かざる者は未だこれ有らざるなり」つまり、誠の心をもって尽くせば、動かなかった人など今まで誰もいない、という孟子から引用された吉田松陰先生のお言葉を反芻しております。

保護司の諸先輩方、保護観察所の方々、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願ひいたします。

しらいし 平岡町 白石 信一



元号が平成から令和へと改元され、新たな時代がスタートした本年、5月21日付で保護司の委嘱を受けました。地域の先輩保護司の方から、これまで強い要請を受けておりました。地域のお役に立てるのあればとの思いでこの度、引き受けさせていただきました。

今は全く手探り状態ですが、研修を重ね先輩保護司の皆様と常に連携し、ご指導を仰ぎながら任務を遂行していく所存です。私たちの若い頃とは社会構造は大きく変化していますが、子どもや青年の可能性は無限大であることは変わりません。どこまでも目の前の一人を大切にする誠実な関わりを貫き、縁するすべての人に励ましと希望を送り届けていきたいと思っています。どうぞ宜しくお願ひ致します。

おりた 八幡町 織田 正樹



この度、令和元年5月18日付で保護司として委嘱を受け、辞令伝達式と新任保護司研修会に参加させていただきました。保護司としての責任の重さと更生保護の難しさを感じた研修でした。

先輩保護司の皆様のご指導をいただきながら、犯罪や非行を犯した対象者に寄り添い共に歩みながら、立ち直りのきっかけとなるよう努めてまいります。

犯罪や非行のない明るい豊かな社会を目指し、地域の犯罪防止と青少年の健全育成に微力ながら努力してまいる所存でございます。どうぞよろしくお願ひ致します。

八幡町 加古 博志



令和元年5月21日付で保護司の委嘱を受け、新任の伝達式と研修会に参加してまいりました。職務の重要さと責務に、大変身の引き締まる思いです。研修会を通して学んだことをこれから の更生保護活動に生かしていきたいと思います。また今後、保護観察官並びに加古川地区保護司会の諸先輩方にお教えをいただきながら、微力ではありますですが研鑽を積み、信頼される保護司になれるように努力していきます。

何卒、ご指導ご鞭撻をよろしくお願ひ申し上げます。

満齢退任あいさつ

(令和元年10月9日付)

加古川町 黒田 裕子



令和元年10月9日付をもって保護司を満齢退任することになりました。在任中は保護観察官はじめ先輩先生方のご指導を賜り無事つとめさせて頂きました。

その間対象者は15歳中学生から80歳の老人まで、いろんな人と接することができました。

多くの罪を犯した人の更生を手助けして社会復帰させるが、又、再犯をして担当になり、保護司として自分の誠意が足りなかったのかと、自分にいい聞かせ乍ら努力してきました。貴重な体験をもとに、これから的人生を過ごしたいと思います。

皆様の益々の御活躍を心よりお祈り申し上げます。

加古川町 小南 清一



地域の先輩保護司に口説かれ保護司になりましたが、責務を果たせているのか自問の連続でした。逆に多くの学びと体験をさせて頂き感謝しています。当初は説教じみた話し方でしたが、慣れるにつれ傾聴し私はこう思うと話し、判断は対象者に委ねて來ました。

色々な対象者がいて苦労も有りましたが、いずれも解除後に家にきてくれた少年、車中から声をかけてくれた少年、志望校の合格報告にきてくれた少年、又遠方に引越した成人対象者が解除の連絡をくれた事など、14年間で嬉しかった事の思い出の方が強いです。

これも偏に先輩保護司、観察官、保護司会の皆様のお蔭です。皆様のご健勝でのご活躍を念じて感謝します。有難う御座いました。

任期満了保護司

(令和元年10月9日付)

別府町 竹本 敏延

永年にわたりご指導ご支援を賜り有り難うございました。

～祝！藍綬褒章 ご受章おめでとうございます～

岩崎 光邦 氏

保護司数と保護観察・生活環境調整事件件数

令和元年10月23日現在

保護司	保護観察				生活環境調整	
	少年	成人	少年院	刑事施設		
95名						
男71名	1号	2号	3号	4号		
女24名	45件	14件	6件	32件	2件	66件

編集後記

第7号の発行にあたり、ご協力・ご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。本号では沢山の先生方から原稿のご協力をいただき、予定よりページ数を増やしての発行となりました。次号以降もより皆様に多くの情報をお伝えできればと思っています。

(広報部 清水)

発行所 加古川保護区保護司会
会長 今川 裕

〒675-8577 加古川市加古川町寺家町177-12
加古川市総合福祉社会館内
TEL 079-451-7868 FAX 079-451-8003
E-mail kakohogoku@outlook.jp